PCグリーンラベル基準項目

C-1 「環境配慮型パソコン」を設計・製造できる企業体制

(1)環境管理システム

① パソコンの製品開発または最終製造(組立)にかかわる事業所(企業)は、ISO 14001(環境マネージメントシステム)または同等のシステムが構築・運用されていること

(2)オゾン層破壊物質

① オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの直接製品納入業者及び最終製造(組立)工程でも洗浄剤として利用されていないこと

② 使用済パソコンのリユースやリサイクル工程でも使用されていないこと

(3)事前評価

① 電子情報技術産業協会(以下、「JEITA」という。)の「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン(20JEITA-CP-第 17 号)」(以下、「環境設計ガイドライン」という。)に準拠して、あらかじめ、パソコンの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めていること

② 製品を設計する際、使用済パソコンの発生量の抑制を図ると共に、再生資源または再生部品の利用の促進を図るなど、製品の事前評価を行うシステムが構築されていること

③ 評価を行うに際し、必要な記録をすること

(4)リデュースを配慮した体制

① 修理に係る技術者を確保し、自社製品の修理を行う体制が整っていると共に、製品を出荷後、当該製品について、少なくとも5年間、修理が受けられるよう体制が整備されていること

(5)回収及び適正処理

① 資源有効利用促進法及び廃棄物処理法に合致したリサイクルシステムを有すること

事業者もしくは家庭から排出されるパソコンに関して、排出者から回収拠点まで、回収拠点から中間処理施設(再生処理施設を含む)や最終処分場までの円滑な収集・運搬システムが構築されていること

適切な再資源化処理ができるような施設・システムを有すること

実際に使用済パソコンのリユース・リサイクルを担当する企業が、適切な環境管理システムを構築していると共に、その企業に対して定期的に監査（委託内容に関する実態把握含む）を実施していること

C-2 情報提供

(1)ユーザーに対する情報提供

① 製品の安全な使用方法、使用済となった時の問合せ窓口・処理方法などを、取扱説明書に記載するなどの情報提供ができていること

② 修理及びアップグレード性の条件に関する情報提供が適切にできており、問い合わせ窓口が容易に分かるようにしていること

③ 使用済パソコンの回収及び処理・再資源化の状況について、毎年度、公表すること

④ 定期的に環境報告書または CSR レポートを発行していること

注）以下の２点については、初回申請時にはPCグリーンラベルが取得されていないこと、継続申請時には審査されていないことを鑑み削除する。

・環境配慮製品としての基準がクリアされていることについて、ホームページなどを活用して、ユーザーが理解できるように情報開示がなされていること

・製品審査に合格したものは「PC グリーンラベルロゴマークの使用に関する規程」に従い、ロゴマークを表示すること

(2)自治体に対する情報提供

① 使用済パソコンの引き取りに関する情報を公表すること

(3)保守関連企業(部門) に対する情報提供

① リデュースを促進する観点から、修理・保守を容易にするためのマニュアルを提供するなどの情報提供が出来ていること

(4)リサイクル・処理企業に対する情報提供

① リサイクル・処理企業が、使用済パソコンを適正処理できるように解体・処理の手順などに関する適切な情報提供が出来ていること
特に有害/危険物質に関して、処理安全性などの観点から適切な情報が提供されていること

P-1 環境に配慮した設計・製造

(1)省エネルギー性

① 製品は省エネルギーに配慮した設計であること

② 消費電力などの情報をカタログ/取扱説明書、または製品本体に記載していること

(2)取扱い安全性及び電磁波影響

① 機器の安全性については、「JIS C6950」、「J60950」などの安全規格に準拠していること

② 電磁波影響については、下記に適合していること

「情報処理機器用表示装置の低周波電磁界に関するガイドライン（JEITA　ITR-3004)」

「VCCI(情報処理装置等電波障害自主規制協議会)」

(3)人と環境に影響を及ぼす恐れのある化学物質

① 日本の関連法規制を遵守し、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示（JIG-101）」を準用して含有化学物質を管理していること

② 25g 以上のプラスチック製筐体部品には、IARC（国際がん研究所）の発ガン性物質に分類される物質(レベル 1、2A) を使用していない、または R45/46、R50/51/53 及び R60/61 に分類される難燃性物質/調剤を 0.1%超えて使用していないこと

③ オゾン層保護法に規制される化学物質が、パソコンの構成部品、保守部品、包装材などに使用されていないこと

④ 鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の特定化学物質は、製品中で含有率が基準値以下であること

「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（JIS C0950）」または申請時点で有効な業界ガイドラインに基づき、グリーンマークを表示すること。また、除外項目に該当する部位がある場合は、Web サイトに含有情報を掲載すること

⑤ 直接長時間皮膚に接触する部品にはニッケルを含有してしないこと

⑥ アスベストを含有していないこと

⑦ ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）を含有していないこと

⑧ 炭素原子数 10～13、最低塩素重量濃度 48%の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を含有してしないこと

⑨ AC コードの絶縁材、全ての筐体プラスチック部品、全てのプリント基板はハロゲンフリーであること

⑩ 液晶バックライトの光源には、水銀含有量 5mg 未満／本の冷陰極管を使用しているか、または水銀を使用していないこと

⑪ バッテリー・パック用電池セル、バックアップ用コイン型電池には、カドミウム、鉛及び水銀を処方構成成分として使用していないこと

⑫ 添付しているマンガン、アルカリマンガン乾電池は、水銀含有量が 0.0001W%未満であること

⑬ 特定の揮発性有機化合物の放散量は、申請時有効な JEITA の「パソコンに関する VOC ガイドライン」に定める指針値以下であること

⑭ 包装材用プラスチックには、有機ハロゲン化合物を使用していないこと。また包装材は、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の４物質合計で 100ppm 以下の含有基準であること

⑮ 取扱説明書には、塩素漂白紙を使用していないこと

(4)LCA 評価

① LCA(ライフサイクルアセスメント)による、製品の各ステージにおける環境影響評価を実施していること

P-2 3R に配慮した設計・製造

(1)リデュースを配慮した設計

① 製品は省資源化に配慮した設計であること

② 製品は長寿命化に配慮した設計であること

(2)リユースを配慮した設計

① ハードディスク装置(HDD)、フロッピーディスク装置(FDD)、ディスプレイ、光ディスク装置(ODD)、メモリーモジュール、CPU、ファンなどに、リユース可能なユニット/部品を使用していること

② リユース可能な部品/ユニットは、機能破壊されることなく分離できる構造を採用していること

③ パソコンのリユース対象部品の寿命または製造年月を把握していること

(3)リサイクルを配慮した設計

① リサイクルを容易にするため、機能を損なわない範囲で金属材料の統一、リサイクルを困難にする表面処理を行った材料の回避、リサイクル可能なプラスチックを採用していること

② 機能を損なわない範囲で、25g 以上のプラスチック材料については、種類の削減、または統合していること

③ 25g 以上かつ 200 ㎟ 以上のプラスチック部品には、「JIS K6899/K6999」または「ISO 1043/11469」に従った材料表示を行い、分別のための工夫を行っていること

④ マテリアルリサイクルが容易になるように、材料毎に解体できる構造であること

⑤ リサイクル時に、二次電池(バッテリー・パック)が明確になるような表示がされていること。また、二次電池は取り外しが容易な構造であること

⑥ 製品の回収及び運搬が容易な構造であること

(4)取扱説明書及び包装材に対するリデュース、リサイクルの配慮

① リデュースが配慮されていること

② リサイクルが配慮されていること

③ 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態であること